

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 駐車場運営を中止する場合、1ヶ月前までに通知する。解約または期間満了となった場合に、代替駐車場を求めない。
- (2) 契約区画に他車が無断駐車している場合は、自らが警察等に連絡を取り排除することとし、賃貸人に損害賠償等を求めない。
- (3) 賃貸人が駐車車両の向きを指定した場合はこれに従うものとする。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

